

2019年10月9日

苫小牧市長

岩 倉 博 文 様

子どもの「貧困」「教育格差」是正と教職員の「超勤・多忙化」解消を求め、憲法理念にもとづくゆたかな教育の実現をめざす要請書

連合北海道胆振地域協議会 会 長 日 西 和 広

日胆地区平和運動フォーラム 代 表 田 畑 明 洋

北海道教職員組合胆振支部 支部長 伊 藤 智

【要請趣旨】

貴職におかれましては、日頃、道民の生活・福祉・教育の充実・発展のために、ご尽力されていることに深く敬意を表します。

自公政権は、一部大企業や富裕層を優遇する新自由主義にもとづく「経済成長政策」をすすめるとともに、社会保障を切り捨て富の再分配を行わないなど、日本国憲法の理念をないがしろにし「貧困と格差」を一層拡大させています。個人の努力では解決できない不平等な社会構造を考慮することなく、すべてを自己責任に転嫁させるなど、弱者は守られるどころかますます虐げられています。

子どもの「貧困率」は13.9%で未だ7人に1人が貧困状態にあり、とりわけ一人親世帯では50.8%と依然として厳しい状況です。また道内における就学援助率は22.53%（全国15.39%）となっており、うち生活保護世帯は3.04%と全国（1.66%）を大きく上回っています。政府はこうした「貧困問題」の対策として、「幼児教育・保育の無償化」を打ち出しました。しかし、給食費の実費負担などにより、低所得者層は無償化前よりむしろ負担増となるなど、貧困に苦しむ家庭を救うものにはなっていません。

文科省・道教委は、こうした状況を何ら顧みず、世界に通用する「グローバル人材」育成を目標に掲げ、成果主義による差別・選別の教育と、「道徳の教科化」による「愛国心」「規範意識」など特定の価値観の強要で、「一部のエリート養成」と「国家に従順な人づくり」をおしすすめています。このような中で、多くの子どもたちは、「全国学力調査」や高校・大学入試によって競争を煽られ、学ぶ楽しさや自己肯定感を感じられずにいます。また、多様な価値観が認められない風潮やゆとりのない生活が寛容性を失わせ、子どもたちは学校や社会に息苦しさを感じ、ゆたかな人間関係の構築が阻害されています。昨年の文科省調査によると、「いじめ」（約41万件）や「不登校」（約20万人）がいずれも過去最多の件数となりました。とりわけ中学生の「不登校」（年間30日以上欠席）は約10万人となっており、さらに全体の約1割が「不登校傾向」（1週間以上の欠席、教室外登校、不本意登校など）にあるなど、学校・教室が子どもの居場所となっておらず、子どもが追い込まれている状況は一層深刻化しています。

一方、教職員も管理・統制が一層強化されるとともに、授業時数増による過密な教育課程や「学力向上策」の強要などによって、「過労死レベル」に達する過酷な働き方が常態化しています。こうした中でも、苦悩し助けを求めている子どもたちに寄り添い、地域や子どもの実態に即した創造的な教育活動をめざし日々尽力しています。

私たちは、こうした状況を克服するために、過酷な教職員の勤務実態の抜本的な解消をはかるとともに、子ども・地域の現実を見つめ、文科省・道教委がすすめる成果・効率を追求する差別・選別の「教育施策」を分析・検証し、道や国に対して、子ども・教育の「貧困」解消・「教育格差」是正、教育予算・教育条件整備の拡充などを求めるなど、平和憲法と教育の自由を守り、すべての子どもの人権を保障するゆたかな教育の実現に向けて、諸課題について十分に協議を行うなど、相互理解を深めて参りたいと考えています。

貴職には趣旨をご理解いただき、以下の事項の実現に向け努力されるとともに、関係各機関に対してはたらきかけるようお願い申し上げます。

【要請事項】

子どもの「貧困」「教育格差」を是正し、教職員の「超勤・多忙化」解消を求めるとともに、憲法理念にもとづくゆたかな教育の実現に向けて、以下の点について、一層のご努力をいただくとともに、文科省や道教委などの関係各機関にはたらきかけるよう要請いたします。

1. 子どもの「貧困」・「教育格差」解消のための教育予算の大幅拡充について

- (1) 義務教育費国庫負担制度の堅持・「2分の1復元」を求めること。
- (2) 高校を含めた30人以下学級の早期実現や教職員一人当たりの持ち時数減など、抜本的定数改善を求めること。
- (3) 教材・図書整備費の予算を十分に確保すること。
- (4) 高校授業料無償化に対する所得制限や朝鮮学校の授業料無償化適用除外の撤回を求め、給付型奨学金の充実など就学保障のさらなる拡充に努めること。
- (5) しょうがいのあるなしにかかわらず、すべての子どもたちにゆたかな教育を保障するための教育条件整備を充実させるため、教育予算のさらなる拡充・確保に努めること。

2. すべての子どもを主人公としたゆたかな教育について

- (1) 憲法・「子どもの権利条約」の理念が息づく学校、子ども一人ひとりを大切にす民主教育の実現に努めること。
- (2) 「子どもの権利条例（仮称）」を制定し、憲法の理念にもとづく47年制定の教育基本法の再度制定を求めること。
- (3) 「これからの高校づくりに関する指針」、「公立高校配置計画」および「特別支援学校配置計画」の撤回・再考を求め、問口減と再編を強制する地域別検討協議会に先立ち、地域住民が求める高校配置を、関係市町で検討・提案・要請できるよう「（仮称）高校あり方検討委員会」を設けること。
- (4) しょうがい児をはじめLGBTや外国につながる子どもたちなど、多様なインクルーシブ教育に向けた共生・共学の推進に努めること。
- (5) 「学習指導要領」の弾力的な扱いと、学校・教職員の裁量権を最大限尊重した子どもや地域の実態に応じた教育の推進に努めること。
- (6) 一方的な「土曜授業」は行わず、子どもを社会全体で育てる観点を堅持すること。
- (7) 懲戒などを背景にした「君が代」起立・斉唱・指導の強制を行わないこと。
- (8) 不平等・不公平な現行「教員免許更新制」の即時凍結・撤廃をはたらきかけること。
- (9) 学校における「フッ化物洗口」「ピロリ菌検査」は強制することなく慎重に扱うこと。

3. 教職員の長時間労働の是正について

- (1) 「過労死レベル」にある教職員の長時間労働是正に向け、「給特法・条例」の廃止・見直しを含め、抜本的な対策を早急に講じるよう求めること。
- (2) 教職員の超勤解消および北海道の子どものための学びの環境を整えるため、道独自の教職員定数増をはじめとする予算措置を求めること。
- (3) 部活動を社会教育に移行するよう努力すること。当面、部活動過熱化防止策をすべての学校で徹底すること。

4. 民主的な教育委員会制度の維持・実現について

- (1) 子ども・保護者・地域の要請や子ども・地域の実態にもとづいた教育施策を策定すること。
- (2) 法「改正」にもとづく新教育委員会制度については、政治的中立性・継続性・安定性を確保した民主的な教育委員会を維持・実現すること。

5. 道教委による現場実態を顧みない強権的な教育施策の撤廃を求めること

- (1) 「通報制度」やそれにもとづく学校現場への管理統制を行わないこと。
- (2) 「全国学力調査」やそれにもとづく点数に特化した「学力向上策」の中止を求め、序列化・競争を煽ることにつながる「結果公表」に反対するとともに、学校現場の主体的・創造的教育活動を最大限尊重すること。

以上